

令和 6 年 1 月 1 日
危機管理監室危機対策課

令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について

令和 6 年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記のとおり 10 市 7 町に災害救助法の適用を決定しました。

記

1 災害救助法の適用について

(1) 災害救助法適用市町

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

(2) 法適用日

1 月 1 日

(3) 被害の状況等

石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

(4) 備考

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2 これまでにとられた措置

避難所の設置等

(お問合せ先)
石川県危機管理監室危機対策課
電話：076 - 225 - 1480
内線：4280